

第18回 木曾三川下流域自然再生検討会

【第17回自然再生検討会における主なご意見と対応方針】

令和7年10月

国土交通省 木曾川下流河川事務所

第17回検討会における主なご意見とその対応方針

No.	大項目	小項目	委員名	意見	対応方針・対応状況
1	自然再生計画書変更(案)について	自然再生計画書変更(案)	森誠一委員	自然再生計画書(変更案)P.2の伊勢湾に対する木曾三川の河川流入量の割合について、近年のデータはあるか。10年間、30年間でどう変化したか等、経年的な変化は分かるか。気候変動によって伊勢湾への河川の流入量が大きく変化する可能性があるため、これまでの傾向及びこれからの傾向について記録することが重要だと考える。	流量年表を基に、河川流入量の割合に関するグラフを最新版に更新し、計画書(変更案)に加えることとした。 また、木曾川水系の流量の経年変化のグラフも作成し、計画書(変更案)に追記することとした。【自然再生計画書(変更案) P.2】
2			森誠一委員	自然再生計画書(変更案)内にはニホンウナギ生態系ネットワーク計画との関わりについて明記されているが、自然再生計画書(変更案)に対するニホンウナギ生態系ネットワーク計画の位置づけがわかりにくく感じた。	自然再生計画書(変更案)に対するニホンウナギ生態系ネットワーク計画の位置づけや、その他の重点メニューの位置づけはP.41 表4-7 河川の特徴を踏まえた河川ごとの自然再生事業の重点メニューにて取りまとめた。【自然再生計画書(変更案) P.41】
3			森誠一委員	自然再生計画書(変更案)の再生メニューに関する数値的な目標値は面積だけでなく、ヨシ原再生でいえばヨシ原の機能を評価するなど、生態的な機能を定量目標に含められると良いのではないかと考える	生態系機能に関する定量目標の設定は本省での検討を含め、議論の余地のあるものであり、まずは面積ベースで定量目標は算出することとした。場の形成状況についての質的な評価は引き続き河川水辺の国勢調査やモニタリング調査結果を踏まえて実施していくこととした。【自然再生計画書(変更案) P.47,P.49】
4			萱場委員	自然再生計画の目標値と、整備計画の目標値は数値的に異なってくるという認識で良いか。また浅場の定量目標においては、浅場の定義が重要になると感じる。	自然再生計画と整備計画の目標値は異なるという認識で問題ない。定量目標を設定するうえの、浅場の定義については期望平均干潮位T.P.-1.4m~T.P.-2.0mを想定した。計画書(変更案)に追記することとした。【自然再生計画書(変更案) P.49】
5	自然再生実施箇所の検討について	干潟再生	木村委員	三次元測量データがあれば、標高がどの程度複雑化しているかも分かると思うので、それらの値も使うと良いと考える。	三次元測量データでの面積算出をする際には、標高・地盤高等の微地形の多様性にも着目することとした。
6			木村委員	干潟の目標としては面積だけでなく、動物の確認状況等、生態的機能を評価する方法もあるのではないかと考える。	生態系機能に関する定量目標の設定は本省での検討を含め、議論の余地のあるものであり、まずは面積ベースで定量目標は算出することとした。場の形成状況についての質的な評価は引き続き河川水辺の国勢調査やモニタリング調査結果を踏まえて実施していくこととした。
7	今後のモニタリング計画	モニタリングについて	木村委員	モニタリング変更案はモニタリング場所の変更は検討しないのか。あまり効果のない場所ではモニタリング調査をやめ、場所を変更することも必要だと考える。	これまでは、自然再生を実施した全ての地区を対象とし、モニタリング調査を実施していたが、今後の中長期モニタリングは、モニタリングを継続する必要がある箇所を代表地区として設定して継続する方針とした。再生効果が見られていない地区は今後モニタリング調査をせず、別途実施される河川水辺の国勢調査や三次元測量成果を用いて場の形成状況の把握のみを行うこととした。